



安全衛生

あれこれ

58

増田労働衛生コンサルタント事務所

所長 増田稔久

「MCI」って何？ 「認知症基本法」が施行された！

最近「MCI」(※1)という用語を知りました。これは「認知症」の前段階にある「軽度認知障害」のことです。

認知症とは、さまざまな脳の病気(※2)により、脳の神経細胞の働きが徐々に鈍化すると共に、認知機能(記憶、判断力など)が低下して、社会生活に支障をきたした状態をいいます。一方、MCIは正常と認知症の間ともいえる状態で、日常生活への影響はほとんどなく認知症とまでは診断されません。ただMCIの人のうち年間で10%〜15%が認知症に移行すると

されています。いずれも高齢者になるほど有病率は上がります。

高齢者が増え活躍する時代となる中で認知症とMCIの方が増え、厚労省では令和4年の認知症の有病者が約443万人、MCIは約558万人と公表されています。また、今後高齢者(65歳以上)が人口のピークを迎える令和22年には、高齢者の3人に1人が認知症やMCIになると推定されています。このような状況下、雇用する高齢労働者の認知機能の変化に気付き、治療や職場での労働災

害の防止等に対処することが事業者、管理者、同僚に求められています。

さらには、若年性認知症(65歳未満)(※3)にも留意する必要があります。若年性認知症の推定発症年齢の平均は51歳程度と働き盛りの年代であることから、本人や家族の問題だけでなく、就労などの社会的な問題も発生します。ハロワワーク等で支援サービスがあることも知っておきたいです。

さて、昨年6月「共生社会の実現を推進するための認知症基本法」が公布され、今年1月に施行されました。同法では、認知症イコール絶望という従来の発想(「古い認知症観」)を変え、「新しい認知症観」で認知症になっても希望を持つて日常生活を過ごせる社会を目指し、認知症の人やその家族の視点を重視しながら「共生」と「予防」(※4)を車の両輪とした施策を推進するとしています。ある専門家のコメントに「認知症予防とは、認知症

の発症をゼロにする、進行を止めるものではなく、認知症の病気の進行を遅くすることである。人には寿命があるので、認知症予防とはそれまでの『逃げ切り作戦』とも言える」とありました。このように考えると、人生には逃げたい病気や事故、災害等のリスクがあります。先取りの知恵や対策により、寿命まで健康に過ごす「逃げ切り大作戦」に勝利したいものです。

認知症の詳しい情報は、厚労省に「認知症施策」のサイトがあるのでご覧ください。また、以前にも紹介した(令和4年10月号)した「内藤記念くすり博物館」(各務原市)において、「認知症のいま」という企画展が来年3月30日まで開催されています。働く認知症の方との共生事例や脳をイキイキとさせる情報が紹介されています。同館のホームページで開館日を確認し訪ねてください。なお窓口で販売している「企画展図録」は、認知症の基本情報が分かりやすくまとめら

れており、私の教科書となっています。

※1「MCI」とは「Mild Impairment障害」の頭文字。

※2「認知症」は主に①アルツハイマー型認知症、②脳血管型認知症、③レビー小体型認知症、④前頭側頭型認知症の4種類。

※3「若年性認知症」の「60〜64歳」の有病率は、人口1000人当たり2.8人。

※4「共生」とは、認知症の人が尊厳と希望を持って認知症とともに生きる、認知症があってもなくても同じ社会とともに生きる、という意味。「予防」とは「認知症にならない」という意味ではなく「認知症になるのを遅らせる」「認知症になっても進行を緩やかにする」という意味。なお、最近開発された治療薬「レカネマブ」が注目されている。



内藤記念くすり博物館の認知症が社会に「認知症」を向き直るための「認知症」の図録